

信用状発行銀行が輸入業者の輸入商品上に有する譲渡担保権と 占有改定の方法による引渡し

河野 憲一郎

（最決平成二九年五月一〇日第二小法廷決定、債権差押命令取消及び申立て却下決定に対する抗告審の取消決定に対する許可抗告事件、平成二八年(許)第二六号、抗告棄却、民集七一巻五号七八九頁、判時二三四七号八六頁、判タ一四四〇号一一二頁、金法二〇七五号六四頁、金判一五二五号八頁）

【事実】

X銀行（債権者・抗告人・相手方）は、服飾雑貨の輸入販売業を営むY（債務者・相手方・抗告人）との間で、平成二四年九月五日、銀行取引約定、信用状取引にかかる基本約定および輸入担保荷物保管に関する約定を締結し、その中で、①YがX

から信用状の発行を受けて輸入する商品につき、Xは、信用状条件にしたがって輸出業者の取引銀行等に対して補償債務を負担し、Yは、Xに対して償還債務を負うこと、②Yは、上記償還債務等を担保するため、Xに対して上記の輸入商品に譲渡担保権を設定すること、③Xは、Yに対して上記輸入商品の貸渡しを行い、Yにその受領、通関手続、運搬および処分等を行う権限を与えることを合意した。

Yは、平成二六年一月二五日から平成二七年一月二九日までの間に、自らが中国の売主から商品（以下「本件商品」という。）を輸入するについて、Xから信用状三通の発行を受けた。その後、Yと売主Aとの間で本件商品に関する輸入契約が締結

信用状発行銀行が輸入業者の輸入商品上に有する譲渡担保権と
占有改定の方法による引渡し

され、これにもとづいて、本件商品は、船舶により中国から大阪南港へ輸送され、平成二十七年一月五日から同年二月五日までの間に、同港に到着した。Yは、その頃、海運貨物取扱業者Bに対して、本件商品の受領、通関手続および転売先への運搬を委託するとともに、遅くとも平成二十七年二月六日までに、Cに対して、本件商品の一部（以下「本件転売商品」という。）を売り渡している。Yの委託を受けたBは、平成二十七年一月五日から同年二月六日までの間に、本件商品を大阪南港で受領し、通関手続を行った上で、自らまたはその再委託を受けた運送業者によって、本件転売商品をCの指定先まで運搬した。Yは、この間、本件商品を直接占有したことはなかった。なお、輸入取引においては、輸入業者から委託を受けた海運貨物取扱業者によって輸入商品の受領および通関手続が行われ、輸入業者が目的物を直接占有することなく転売を行うことは、一般的であった。また、信用状取引においては、信用状を発行した金融機関が輸入商品につき譲渡担保権の設定を受けることが一般的であり、Yの上記委託を受けたBには、本件商品が信用状取引によって輸入されたものであることが明らかにされていた。

他方、Xは、平成二十七年一月二二日から同年二月一九日までの間に、信用状にもとづく補償債務を弁済し、Yに対して償還債務履行請求権等を取得している。

Yは、平成二十七年二月九日、民事再生手続開始の申立てをし、同月二〇日、再生手続開始の決定を受けた。これにより、Yは、

前記銀行取引約定にもとづき、前記の償還債務履行請求権等にかかる債務について期限の利益を失った。そこで、Xが、平成二十七年三月一日、大阪地方裁判所に対して、前記償還債務履行請求権等のうち、本件転売商品の輸入のためにXが負担した輸入代金に対応する部分を請求債権とし、前記の譲渡担保権設定の合意にもとづき本件商品に設定された譲渡担保権（以下「本件譲渡担保権」という。）にもとづく物上代位権の行使として、YのCに対する本件転売商品の各売買代金債権（以下「本件転売代金債権」という。）の差押えの申立て（以下「本件申立て」という。）をしたところ、裁判所は、同月二六日、本件申立てにもとづき、債権差押命令を発付した。これに対して、Yは、本件譲渡担保権にもとづく物上代位権を行使するためには、再生手続開始の時点で本件譲渡担保権につき対抗要件を具備している必要があるところ、Yが本件商品を直接占有していない以上、XがYから占有改定の方法により本件商品の引渡しを受けることはできず、Xは対抗要件を具備していないから、上記物上代位権を行使することはできないなどとして、前記債権差押命令の取消しを求めた執行抗告をした。

原々審（大阪地決平成二十七年七月九日民集七一巻五号八二八頁）は、再度の考案により（民執二〇条、民訴三三三三条）、前記命令を取り消して、本件申立てを却下する旨の決定をした。これに対して、Xが執行抗告を提起したところ、原審（大阪高決平成二八年三月三〇日民集七一巻五号八三九頁）は、Xが占

有改定の方法により本件商品の引渡しを受けたとして、本件譲渡担保権につき對抗要件を具備したことを認め、原々審決定を取り消して、債権差押命令を発付すべきものとした。そこで、Yが許可抗告申立て。抗告理由は、本件は、Yが直接占有者となっていない以上、占有改定の意義に明らかに該当せず、對抗要件を具備したとは認められない、というものであった。

【決定要旨】 抗告棄却。

「上記の経緯によれば、Yは本件譲渡担保権の目的物である本件商品について直接占有したことはないものの、輸入取引においては、輸入業者から委託を受けた海貨業者によって輸入商品の受領等が行われ、輸入業者が目的物を直接占有することなく転売を行うことは、一般的であったというのであり、YとXとの間においては、このような輸入取引の実情の下、Xが、信用状の発行によって補償債務を負担することとされる商品について譲渡担保権の設定を受けるに当たり、Yに対し当該商品の貸渡しを行い、その受領、通関手続、運搬及び処分等の権限を与える旨の合意がされている。一方、YのBに対する本件商品の受領等に関する委託も、本件商品の輸入につき信用状が発行され、同信用状を発行した金融機関が譲渡担保権者として本件商品の引渡しを占有改定の方法により受けることとされていることを当然の前提とするものであったといえる。そして、Bは、上記の委託に基づいて本件商品を受領するなどしたものである。

以上の事実関係の下においては、本件商品の輸入について信用状を発行した銀行であるXは、Yから占有改定の方法により本件商品の引渡しを受けたものと解するのが相当である。そうすると、Xは、Yにつき再生手続が開始した場合において本件譲渡担保権を別除権として行使することができるというべきであるから、本件譲渡担保権に基づく物上代位権の行使として、本件転売代金債権を差し押さえることができる」。

「原審の判断は、以上と同旨をいうものとして是認することができる」。

【評釈】 決定要旨に賛成。

一 本決定の意義

本件は、銀行であるXが、輸入業者であるYの輸入する商品に関して信用状を発行し、これによってYが負担する償還債務等に係る債権の担保として当該商品につき譲渡担保権の設定を受けた場合において、一定の事情の下では、Yが当該商品を直接占有したことがなくても、Xは、Yから占有改定の方法により当該商品の「引渡し」を受けたものといえる、としたものである。信用状の発行依頼人であるYにつき再生手続が開始した場合において、その譲渡担保権を別除権として行使する具体的な方法が問題となるところ、譲渡担保権設定者が目的物を占有しておらず、代理人による間接占有しか有していない場合であっても、占有改定の合意がなされたとして、譲渡担保権者（債権

者)が引渡しを受けたといえるとしたものであり、非常に注目すべき最高裁判所の判断である。

二 先例・学説

1 判例・裁判例

(1) 本件ときわめて類似した事案において、動産譲渡担保権にもとづく物上代位権の行使の可否を論じた先例として、①最決平成一一年五月一七日民集五三巻五号八六三頁がある。事案は、銀行Xが、輸入業者Yのする商品の輸入について信用状を發行し、約束手形の振出しを受ける方法によりYに輸入代金決済資金相当額を貸し付けるとともに、Yから右約束手形金債権の担保として輸入商品に譲渡担保権の設定を受けた上、Yに右商品の貸渡しを行ってその処分権限を与えたところ、Yが、右商品を第三者に転売した後、破産の申立てをしたことにより右約束手形金債権につき期限の利益を失ったため、Xが、右商品に対する譲渡担保権にもとづく物上代位権の行使として、転売された右商品の売買代金債権を差し押さえたといふものである。これにつき、最高裁は、「右の事実関係の下においては、信用状發行銀行であるXは、輸入商品に対する譲渡担保権に基づく物上代位権の行使として、転売された輸入商品の売買代金債権を差し押さえることができ、このことは債務者であるYが破産宣告を受けた後に右差押えがされる場合であっても異なるところはないと解するのが相当である。」とした。この平成一一年

最決は、今回の最高裁決定と基本的事実関係を同じくしているところ、最高裁は、譲渡担保権者による物上代位権の行使を肯定したのである。もつとも、この決定の事案では、Xが(占有改定の方法により)輸入商品の引渡しを受けたか否かは争点とはされておらず、判断の対象とはされなかった。ちなみに、本件は、民事再生法施行前の判断である。

(2) その後、民事再生法が成立すると、再生債務者の法的地位との関係で、実体法上の第三者保護規定にいう(「第三者性」)が問題となった。再生債務者は手続が開始された後も従来の地位を保持する(責任財産の管理処分権限を保持する)ことから、法的に見て、開始後には従前の地位とは異なることを前提としなければ再生債務者を「第三者」とすることはできないからである。

下級審裁判例であるが、②大阪地判平成二〇年一〇月三十一日判時二〇三九号五一頁は、これを肯定した初めての判断である。同判決は、XとYが建物につき根抵当権設定契約をしたところ、その登記を経ないうちにY₁に再生手続が開始したため、Xが、根抵当権設定契約または根抵当権にもとづき、Y₁に対して根抵当権設定登記を求めた事案につき(なお監督委員Y₂の選任された事案。Y₂に対しては、登記手続への同意の意思表示を請求。)、再生債権者が、登記をしなければ不動産に関する物権の取得を對抗できない民法一七七条の第三者にあたることはいうまでもない。そして、再生手続が開始された場合には、再生債務者

は、その財産を管理処分する権限を失わないものの（民事再生法三八条一項）、債権者に対し、公平かつ誠実に、その財産を管理処分する権利を行使し、再生手続を進行する義務を負う（民事再生法三八条二項）。すなわち、再生手続が開始された以上、再生債務者は、再生債権者のために公平かつ誠実に、財産を管理処分するとともに再生手続を遂行する義務を有する再生手続の機関として、民法一七七条の第三者である再生債権者の利益の実現を図るべき再生手続上の義務を有するのである。このように考えると、再生債務者は、登記をしなければ物権の取得を対抗できない民法一七七条の第三者である再生債権者の利益の実現を図るべき再生手続上の機関として、再生債権者と同様、民法一七七条の第三者にあたる³⁰と解するのが相当であり、「XのYに対する根抵当権設定登記手続請求は、理由がない。」とした。これに対して、同事件の控訴審判決である、③大阪高判平成二一年五月二九日公刊物不登載（もつとも、その概要のみを紹介するものとして、金判三二一〇号二八頁）は、その結論自体は肯定しつつも、第一審とは異なるきわめて興味深い判断をしている。すなわち、「XのYに対する本件請求は、不動産に関し再生手続開始前に生じた登記原因に基づき、再生手続開始後に、再生手続開始の事実を知りながら登記手続を請求するものにはかならない。したがってかかる登記請求は、同法（民事再生法）四五条一項の規定により、許されないものといふべきである。民事再生法は、再生手続開始の決定があったとき

は、権利者の地位ないし優先順位をその時点でいわば固定するとともに（同法四四条、四五条）、一般債権者による再生債務者財産に対する強制執行を一律に禁止又は中止すること（同法三九条一項）により、再生債務者財産を引き当てとして権利者の権利関係を適切に調整しようとするものであるところ、再生手続開始の時点で一般債権者に対し自己の根抵当権を主張することができなかったXが、再生手続開始後に対抗要件を具備して優先弁済を受けることができることは、いかにも不合理であつて法の容認するところではないといふほかない」というのである。この控訴審判決は、その判決理由において、原判決のように「再生債務者が民法一七七条の第三者にあたるか」という問題設定をしていない点が注目される³¹。

こうした中で出されたのが、④最判平成二二年六月四日民集六四卷四号一一〇七頁である。これは、Yが販売会社Aから購入した自動車の代金を立替払いしたXが、その後、Yが小規模個人再生による再生手続開始の決定を受けたことから、本件自動車について留保した所有権が三者間合意により自己に移転したとの主張にもとづき、別除権の行使としてその引渡しを求めた事案であり、Yは、本件自動車の所有者として登録されているのはAであり、本件自動車について留保した所有権につきXは登録を得ていないから、上記別除権の行使は許されないとして争っていた。これにつき、最高裁は、「再生手続が開始した場合において再生債務者の財産について特定の担保権を有する

者の別除権の行使が認められるためには、個別の権利行使が禁止される一般債権者と再生手続によらないで別除権を行使することができる債権者との衡平を図るなどの趣旨から、原則として再生手続開始の時点で当該特定の担保権につき登記、登録等を具備している必要があるのであつて（民事再生法四五条参照）、本件自動車につき、再生手続開始の時点でXを所有者とする登録がされていない限り、Aを所有者とする登録がされていても、Xが、本件立替金等債権を担保するために本件三者契約にもとづき留保した所有権を別除権として行使することは許されない。」としたのである。この判決については、別除権行使において必要とされる登記や登録は、権利行使の要件ととらえられるべきとしたものとの読み方も主張されてきた。

2 学説

(1) 再生債務者の地位をめぐる学説
再生債務者については、再生手続開始後も管理処分権および業務執行権を有することなどから（民再三八条一項、三項）、破産管財人と同様に第三者性を認めるべきか否かが議論されてきた。通説と目すべき見解は、破産手続とのアナロジーにより、再生債務者の第三者性を肯定する。その論拠としては、再生手続開始決定を包括差押えと同視できるとするもの⁵⁾、再生手続開始決定により個別執行が禁じられて差押債権者となれなくなった再生債権者の地位の保護を挙げるもの⁶⁾、清算価値保障原則か

らの帰結として説明するもの⁷⁾、債務者財産の公示の促進という観点から説くもの⁸⁾、手続開始後の登記・登録の無効制度は、手続開始により対抗問題が生じることを前提としなければ説明困難であるとするものがある⁹⁾。

これに対しては、再生債務者を第三者とは見ない見解もある¹⁰⁾。この見解は、「もっぱら当該（倒産処理）手続で選任された管財人あるいは債務者の法的地位に着目し、それが従前の債務者に対して『第三者』の地位にあるか否かを決定的なものとする判断枠組自体の正当性を再検討する必要がある」とし、そもそも「破産手続で管財人の地位につき破産者との関係で『第三者』といつても、それは単なる道具概念として用いられているにすぎず、……またこれに代えて『背後にいる多数の利害関係人ないし債権者』の利害をもち出すことも、実質論の名のもとに別の論理を取り込むものであ」ところ、「民事再生手続では、……債務者が……『第三者』であるかという観念（道具概念）を用いて判断することの問題性は格段に増大する」として、第三者性を問題とする見解を批判する。この見解は、第三者性の観点から議論されてきた対抗要件の具備は、「直截に他の競合する権利者に対して優越的地位を主張することを許容する『権利行使の要件』として位置づけるべきである」とし、民事再生法四五条は、「直接には開始決定後になされた登記の効力の問題であり、直接に登記なくして対抗できるか否かの問題についてただちに決定的な意味をもたない。」という。

議論の対立は、民事再生手続の開始決定に差押類似の効力を認めるか否かにかかり、それゆえに再生手続の構造それ自体をどのように理解するにもかわるものであった。

(2) 間接占有者からの占有改定による引渡しの可否

また、間接占有者からの占有改定による引渡しも可能かという点については、民法一八三条に相当するドイツ民法九三〇条の規定の解釈を参照しつつ、占有権の譲渡人が間接占有者である場合の占有改定も可能であるとの見解¹¹⁾と、これを否定する見解¹²⁾があった。もともと、この問題は、学説上、正面から論じられてはこなかった。

三 検討

1 決定要旨の分析

(1) 本件は、銀行であるXが、輸入業者であるYの輸入する商品に関して信用状を発行し、これによってYが負担する償還債務等に係る債権の担保として当該商品につき譲渡担保権の設定を受けた場合において、Yに対して民事再生手続が開始されたことから別除権たる本件譲渡担保権にもとづき商品の転売代金債権に対して物上代位権を行使したところ、そのこととの関係で、はたしてXが「引渡し」を受けているといえるかどうかの問題となったものである。

原々審および原審は、平成二二年最判を引用した上で、再生手続開始の時点で担保権につき対抗要件を具備している必要が

ある、との前提に立っていた(原々審につき、民集七一巻五号八三二頁、原審につき、同八五〇頁参照)。その上で、原々審は、「Yは、B等を占有代理人として、本件各商品の間接占有を取得したと認められるから、Xが本件各商品に対する譲渡担保権について対抗要件を具備するためには、本件各商品について、指図による占有移転を受ける必要がある」として(同八三四頁)、結論的には対抗要件を具備しているとは認められないとし(同八三八頁)、これに対して、原審判断は、「Xは、Yを介してB等から本件各商品の間接占有を取得し、占有改定により本件譲渡担保権について対抗要件を具備した」とした(同八五二頁)。

これらと比較して、最高裁判断には、Yの主張や原審を紹介する部分では、対抗要件の具備の文言が登場するが、本件の争点や結論を示す部分では、「Xが引渡しを受けた」という文言に入れ替えられているとの特徴が指摘されている¹³⁾。

最高裁は、むしろ、①輸入取引においては、輸入業者から委託を受けた海運貨物取扱業者によって輸入商品の受領等が行われ、輸入業者が目的物を直接占有することなく転売を行うことは、一般的であったということ、②YとXとの間においては、このような輸入取引の実情の下、Xが、信用状の発行によって補償債務を負担することとされる商品について譲渡担保権の設定を受けるに当たり、Yに対し当該商品の貸渡しを行い、その受領、通関手続、運搬及び処分等の権限を与える旨の合意がさ

れていること、③ YのBに対する本件商品の受領等に関する委託も、本件商品の輸入につき信用状が発行され、同信用状を発行した金融機関が譲渡担保権者として本件商品の引渡しを占有改定の方法により受けることとされていることを当然の前提とするものであったこと、④ Bは、上記の委託に基づいて本件商品を受領するなどしたものであること、といった事情がある場合には、「引渡しを受けたと解するのが相当である」としたのである。

(2) そこで、この点の分析が問題となる。本件事案においては、第一に、信用状取引における船荷証券をめぐる問題と、第二に、民事再生手続における別除権行使の問題がある。

信用状とは、ある者（信用状の発行依頼人）が第三者（信用状の受益者）に対して負担する債務について、一定の条件（信用状条件）が満たされれば受益者に対して自分が支払をなす旨を表示した、発行依頼人の取引銀行（信用状の発行銀行）が発行した書面（または発行銀行の支払約束それ自体）をいう¹⁴。このうち荷為替信用状は、買主（発行依頼人）の依頼により、買主の取引銀行（発行銀行）によって、売主を受益者と定めて発行され、信用状には、船積書類と引き換えに、銀行が代金を支払う約束が表示されている。信用状があれば、銀行が倒産しない限り、確実に代金の支払いを受け取ることができるので、売主は、信用状や船積書類を自らの取引銀行に持ち込んで、現金化することができる。他方、信用状を発行した銀行としては、

買主に代わって代金を支払う義務を負うことになる（補償債務）。もちろん買主はその分を銀行に支払わなくてはならず（償還債務）、これを担保するために銀行に対して商品を目的物とした譲渡担保権を設定するのであり、その際、伝統的には、信用状発行銀行は、船荷証券の譲渡担保を設定してもらおうのが通常であった。すなわち、本来的には、荷為替信用状は、船荷証券と一緒にたって機能するものであった。これに対して、本件で譲渡担保に供された「書類」に船荷証券は入っていないかった。こうした「サレンダーB/L」と呼ばれる方式が輸入取引の実務において要請されるのは、貨物輸送の高速化によって、受寄者から信用状発行銀行への船荷証券の送付や輸入業者に対するその貸渡しが間に合わないといった事態が生じたためであるといわれている¹⁵。

ところで、古典的な船荷証券の実務においては、海運貨物取扱業者が商品を直接占有するのであり、輸入者が占有するわけではないのが当然の前提である。これに対して、船荷証券が発行されなかった場合には、輸入取引とこれにかかる輸入業者への金融が商慣習を形成する以上、そのリスクを当然に信用状発行銀行に負わせることは妥当ではなく、結局のところ、信用状発行依頼人が引き受けざるをえないということになる。したがって、その法律関係は保護すべき担保が設定されているものとして取り扱わざるをえない。

(3) 以上のような考慮をした上で、最高裁は、別除権の行使

を認めるに足る引渡しを肯定したものとみることができよう。

2 本決定の位置付け

(1) さて、本決定を先に見たように理解するのであれば、本件において問題となったのは、船荷証券をもたない銀行側の権利行使の要件の問題である、ということが出来る。これを「対抗要件」の問題とみる見解もありうるが、それによれば、本決定は、間接占有による占有改定を認めたものであり、それは具体的事例の下に特に認められたもので、事例決定であるという評価にならう。しかし、本件でXの担保権公示方法の具備が問題となっているのは、必ずしも民法一七八条との関係ではない点が確認されなくてはならない。いわゆる対抗問題が典型的に問題となるのは、動産譲渡担保が二重に設定された場合であるが、本件ではこの点が問題となつたわけではない。本件最高裁判集も民法一七八条を参照条文として掲げていないが、このことは、最高裁がこれを対抗問題という形で考えているのではないことを傍証しているといえよう。

(2) 近時、最判平成二九年一二月七日民集七一巻一〇号一九二五頁は、自動車売買で所有権留保の合意がされ、代金債務の保証人が販売会社に代金残額を支払った後、購入者の破産手続が開始した場合において、保証人がその地位弁済に伴う法定代位で販売会社から取得した留保所有権を別除権として行使し、破産者に引き渡されていた当該自動車を占有している破産管財

人に対して、その引渡しを求めることができるか否かが問題となつた事案につき、次のように述べている。「保証人は、主債務である売買代金債務の弁済をするについて正当な利益を有しており、地位弁済によつて購入者に対して取得する求償権を確保するために、弁済によつて消滅するはずの販売会社の購入者に対する売買代金債権及びこれを担保するため留保された所有権（以下「留保所有権」という。）を法律上当然に取得し、求償権の範囲内で売買代金債権及び留保所有権を行使することが認められている（民法五〇〇条、五〇一条）。そして、購入者の破産手続開始の時点において販売会社を所有者とする登録がされている自動車については、所有権が留保されていることは予測し得るといふべきであるから、留保所有権の存在を前提として破産財団が構成されることによつて、破産債権者に対する不測の影響が生ずることはない。そうすると、保証人は、自動車につき保証人を所有者とする登録なくして、販売会社から法定代位により取得した留保所有権を別除権として行使することができるものといふべきである。」と。この平成二九年最判は、前記二一の平成二二年最判とは異なり、合意により保証人に特別に有利な地位を作り出したものではなく、法定代位が問題となつたにすぎぬ点が重要である。最高裁の一連の判例は、権利保護の要件を具体化する準則を形成しつつあるのではないか。

(3) いずれにせよ、本決定が、本件に特有の事情を挙げた上で別除権（物上代位権）の行使を許したのは、別除権行使の

「準則」を示したものとして理解できよう。¹⁶⁾

3 本決定の評価

本決定は、信用状取引の実態に即した形で、別除権者の権利行使の要件としての商品の引渡しを論じたものであり、輸入業者が当該商品を直接占有したことがなくても、占有改定の方法により引渡しを受けたものとしたものであり、きわめて妥当である。仮に本件のような事案でX自身の直接占有をあくまで要求し、占有改定による引渡しや別除権を否定すれば、多様な物流のもとで複雑な代理占有関係を生ずる現代社会の実体にそぐわず、動産金融の途も大幅に狭められることになるであろう。¹⁷⁾

本件で、最高裁は、輸入取引においては信用状の利用が一般的であり、その一般的な方向性ないし実務を前提として引渡しを肯定し、かくて発行銀行の別除権行使を認める判断を示したものである。換言すれば、間接占有者からの占有改定の方法による占有の引渡しについて、それを民法一七八条の對抗要件に関する一般的な法理に還元することを慎重に避けているともいえる。

4 本決定の射程

本決定の射程との関係で確認しておくべきは次の点である。すなわち、本件では、倒産、とりわけ民事再生の局面でのXの担保権の主張の可否が問題となっている、ということである。

ここでは、もっぱら銀行側が、輸入業者との関係において、別

除権を行使するための準則が問題とされ、この点が明示された。しかし、最高裁は、それを超えて、問題を對抗要件の問題の一部とはしない方向をとったと見うる。¹⁸⁾

【付記】本稿は、平成三〇—三三年度科学研究費補助金基盤研究(C)(研究代表者・河野憲一郎)「事業再生の多様化とその理論的基礎——法的最低要求は何か?——」(課題番号:18K01341)による研究成果の一部である。

(完)

註

- (1) 本決定の解説・評釈として、青木則幸・新・判例解説 Watch(二〇一七年)民法(財産法)No.141、栗田口太郎・金法(二〇六八号(二〇一七年)四頁、森田修・金法二〇七五号(二〇一七年)一〇頁、藤澤治奈・法教四四六号(二〇一七年)四九頁、生熊長幸・平成二九年度重判解(二〇一八年)七一頁、角紀代恵・リマークス二〇一八(上)(二〇一八年)八一頁、遠藤元一・金判一五四〇号(二〇一八年)一六頁、小山泰史・民商一五四卷一号(二〇一八年)一七三頁、和田勝行・金法二〇九一号(二〇一八年)三三頁などがある。

- (2) 田頭章一「判批」金判一三六一号三四頁。ちなみに、伊藤眞Ⅱ松下淳一「倒産判例百選」(有斐閣、第五版、二

- (一五年)は、「再生債務者の第三者性——民法一七七条の第三者」という項目で、第一審判決のみをコメントすべき対象として取り上げている。
- (3) 例えば、園尾隆司「小林秀之編『条解民事再生法』(弘文堂、第三版、二〇一三年)一九五頁(河野正憲執筆)。これに反対するのは、同一六六頁(園尾執筆)。
- ちなみに、調査官解説は、「個別の権利行使が禁止される一般債権者との衡平を図るなどの民事再生法四五条の趣旨を論拠としていることからすれば、登記、登録等を資格要件又は権利保護要件としてとらえているとの理解もあり得るが、同条が権利保護要件を定めるものであるとの一般的な解釈を示すといえるかはなお検討を要するように思われ」、「一般に解されているように対抗要件を要する旨定めたものとの立場とも整合するものといえる」という。山田真紀「判解」『最高裁判例解説・民事篇・平成二二年度(上)』(二〇一四年)三八九頁。ただし、その後の新たな最高裁判例の展開につき、後記三二(2)も参照。
- (4) 以下の整理は、山本和彦編著『倒産法演習ノート』(弘文堂、第三版、二〇一六年)三七〇頁(水元宏典執筆)の整理に依拠している。
- (5) 山本克己「再生債務者の機関性——理論的検討」事業再生と債権管理一一五号(二〇〇七年)七頁。
- (6) 山本和彦「再生債務者の地位」園尾隆司ほか編『最新実務解説一問一答民事再生法』(青林書院、二〇一一年)四一一頁以下。
- (7) 東京弁護士会編『入門民事再生法』(ぎょうせい、二〇〇〇年)六四頁以下(松下淳一執筆)、松下淳一『民事再生法入門』(有斐閣、二〇一四年)五〇頁以下。
- (8) 山本(和)編著・前掲注(4)一四九頁以下(中西正執筆)。
- (9) 東京弁護士会編・前掲注(7)六四頁(松下執筆)、松下・前掲注(7)五一頁。
- (10) 園尾「小林・前掲注(3)一九〇頁以下(河野(正)執筆)。また、これに先立つものとして、実務家の手になる千葉勝美「更生管財人の第三者的地位」司法研修所論集七一号(一九八三年)二頁(旧会社更生法に関する論考)。なお、甲斐哲彦「対抗要件を具備していない担保権の破産・民事再生法上の地位」司法研修所論集一一六号(二〇〇六年)一一九頁は、対抗要件具備を必須の権利行使の要件としている。
- (11) 井口牧郎「最判解民昭和三四年二二一頁。
- (12) 小山昇「判例評論二四号一三頁、川島武宜「川井健編『新版注釈民法(7)』(有斐閣、二〇〇七年)二七頁(稲本洋之助執筆)。
- (13) 藤澤・前掲注(1)五二頁。

- (14) 江頭憲治郎『商取引法』弘文堂、第七版、二〇一三年）
一七九頁。古典的ではあるが、浜田一男「商業信用状の
抽象性の法理」法政研究（九大）三二卷（一九六六年）
五九三頁。
- (15) きわめて適切に本件の問題の核心をとらえているのは、
青木・前掲注（一）である。すなわち、同評釈は、本件
では、「荷受人である債務者が、船荷証券の原本がなく
とも、本件各商品を受領することができる『サレンダー
ド B / L』と呼ばれる方式」が用いられており、本件は、
この方式に伴うリスクが顕在化したために争われたケー
スであると考えられる、と述べている。
- (16) これに対して、掲載誌の匿名解説は、「本決定は、事例
決定であり、間接占有者からの占有改定の方法による占
有の引渡しが認められ得るかという点に関して、最高裁
が初めてこれを肯定する判断を示したものだ」というが、
それでは事柄の本質をとらえていない。
- (18) 栗田口・前掲注（一）五頁。
- (19) そうでないとして、本件とは異なり、二重に譲渡担保が設定
されたような場合にまで、本判決の射程が及ぶか否か等
の問題が生じる恐れがある。原審判断に対して、Y がそ
のような議論を展開していたことにつき、民集七一巻五
号八一六頁参照。